内閣衆質一七三第一〇八号

平成二十一年十二月四日

内閣総理大臣 鳩 Щ 由 紀 夫

院 議長 横 路 孝 弘

衆

議

殿

衆議院議員高市早苗君提出内閣官房報償費に関する質問に対し、

別紙答弁書を送付する。

衆議院議員高市早苗君提出内閣官房報償費に関する質問に対する答弁書

の①から⑤まで、二、三、四の①及び②、 五並びに六の①から⑤までについて

鳩山内閣としては、 内閣官房報償費については、 国の事務又は事業を円滑かつ効果的に遂行するため、

当面の任務と状況に応じその都度の判断で最も適当と認められる方法により機動的に使用する経費として

引き続き必要なものであると判断しているところであり、その取扱責任者である内閣官房長官が、

度 一年間を通じてこれを責任を持って執行し、その使途等を検証していくことが適切であると考えている。

岡 田克也衆議院議員、 鳩山由紀夫衆議院議員及び原口一博衆議院議員の当時の発言に係るお尋ねについ

ては、従来どおり、政府としてお答えする立場にない。

の⑥及び⑦について

お尋ねの内閣官房報償費の使途については、これを明らかにすることにより、 相手方との信頼関係を損

ない、今後の内閣官房報償費を用いて行う情報収集等の活動に影響を与えるおそれがあることから、 お答

えを差し控えたいが、 いずれにせよ我が国の利益に資するよう執行してまいりたい。

四の③について

_-

外務省の報償費に係る情報の公開については、 情報公開審査会の答申を踏まえ、 適切に対処しているが

使途をすべて公開することについては、 行政の円滑かつ効果的な遂行に重大な支障を生ずるおそれがあ

ることから、行っていない。

六の⑥について

外務省の報償費の支出については、所定の会計手続にのっとり、領収書等の証拠書類を整備して適正に

行っている。

七の①及び②について

本人に確認したところ、平成二十一年九月十七日の午前中、 記者会見の後に、 河村建夫前内閣官房長官

から内閣官房報償費についての引継ぎを受けたが、 同日の段階では、 「官房機密費」と「内閣官房報償費

」とは別の概念のものであると考えていたとのことである。

七の③について

本人に確認したところ、内閣官房報償費という名前についてはかねてより承知していたが、その請求方

法について知ったのは、 内閣官房の担当職員から説明を受けた平成二十一年九月二十四日であったとのこ

とである。

七の④及び⑤について

お尋ねについては、 取扱責任者である内閣官房長官が必要と判断し、請求したものである。

八の①について

本人に確認したところ、内閣官房報償費は内閣官房長官が取扱責任者として管理しているものであり、

その現状については承知していないという趣旨で発言したとのことである。

八の②について

本人に確認したところ、 内閣官房報償費の存在はかねてより承知していたとのことである。

九について

内閣官房報償費については、 国の事務又は事業を円滑かつ効果的に遂行するため、 当面の任務と状況に

応じその都度の判断で最も適当と認められる方法により機動的に使用する経費として、予算に計上してい

るものであり、現時点でこれを変更することは考えていない。